

令和6年10月1日  
財 務 局

## 土木工事における出来形数量の根拠資料の一部省略について

受注者の負担軽減を図るため、土木工事の完了検査時における出来形数量の根拠資料を一部省略します。

つきましては、東京都土木工事標準仕様書の当該箇所の記載は、下記のとおり取り扱うこととしましたので、お知らせいたします。

### 1 当面の対応

特記仕様書に次のとおり記載することとします。

#### 【記載例】

東京都土木工事標準仕様書 1.1.11 出来形数量の算出については、以下のとおりとする。

#### (1) 一般事項

受注者は、出来形数量を算出するために、出来形測量を実施しなければならない。

#### (2) 出来形数量の提出

受注者は、出来形測量の結果を基に、設計図書に従って出来形数量を算出し、その結果を監督員からの請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完了時までに監督員に提出しなければならない。出来形測量の結果が、設計図書の寸法に対し、発注者が別途定める土木工事施工管理基準を満たしていれば、出来形数量は設計数量とする。

なお、設計数量とは、設計図書に示された数量及びそれを基に算出された数量をいう。

### 2 対象工事

令和6年11月1日以降に起工（決定）する土木工事は、特記仕様書に記載します。

令和6年10月以前に起工した工事及び既契約工事は、今回の対応を受注者へ周知の上、受発注者間で協議するなど、適切に対応していきます。

#### 【問合せ先】

財務局建築保全部技術管理課 直通（03）5388-2807